

# 第1章 みどりと景観計画について

## 1. 緑の基本計画の概要

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑に関する総合的な計画です。

また、市区町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公共公益施設<sup>※1</sup>及び民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を、公聴会の開催等により住民の意見を反映させつつ、公表の手続きを経ることを通じて示していくものです。

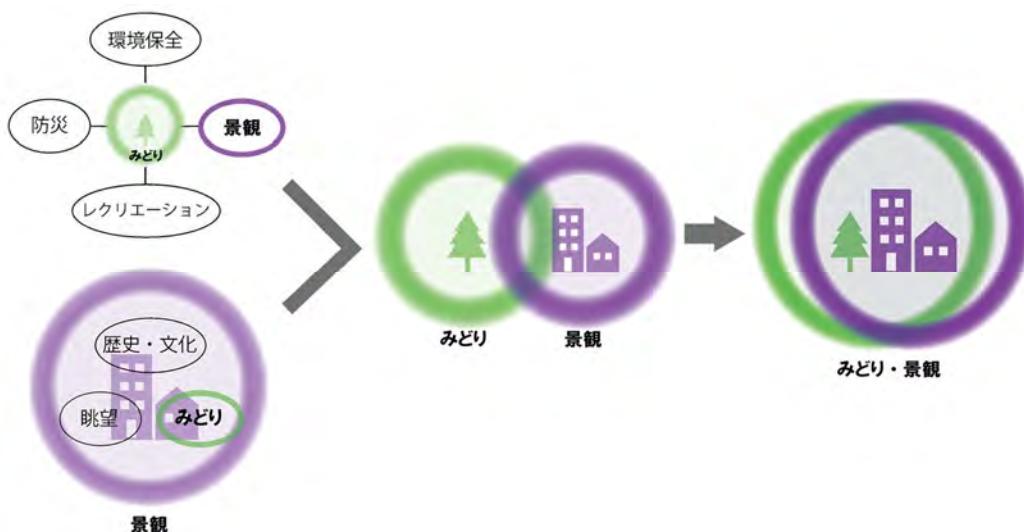
## 2. 景観計画の概要

景観計画は、平成16(2004)年6月に施行された景観法に基づき、景観行政団体が法の手続きに従って定める良好な景観の形成に関する計画（景観法第8条第1項）のことです。景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項等を定めることができます。

## 3. みどりと景観の関係性について

本計画は、「緑の基本計画」と「景観計画」が一体となった計画とします。これは、みどりと景観の機能においては相関する要素が多く、一体的に取組を推進することで相乗効果が生まれると考えられます。例えば、既存のみどりを維持管理する場合でも、みどりを景観として扱うことで質的な面で向上し、より親しみやすくなり、愛着や誇りが増し、さらには暮らしに安らぎや潤いをもたらす等の効果が期待されます。

このようにみどりと景観が一体となった取組が増えることで、施策の相乗効果の拡大を目指します。



※1 公共公益施設：都市の骨格を形成する公共施設（道路、公園、河川等）と住民の生活のために必要なサービス施設（教育施設・官公庁施設・医療施設・コミュニティ施設等）の総称。

### 4. 計画改定の背景

我が国では、人口減少・超高齢化・財政基盤の低下・地球環境問題への対応等社会情勢が大きく変化しており、本市においては、これらの変化に対応していくために、平成30(2018)年度に第2次みよし市総合計画、令和元(2019)年度にみよし市まちづくり基本計画を策定しました。

こうした中、緑を取り巻く環境も変化を見せており、平成27(2015)年4月には都市農業振興基本法の制定、平成29(2017)年6月には都市緑地法等の一部改正等が行われています。また、これらの法制定・法改正を受けて、県内の緑の基本計画の策定の指針となる愛知県広域緑地計画<sup>※1</sup>が平成30(2018)年度に改定されています。

そこで、本市は、これらの上位関連計画と整合・連携しながら、社会情勢の変化に対応した緑地の保全及び緑化の推進を図っていくために、「みどりと景観計画」を改定することとしました。本計画は、都市緑地法第4条<sup>※2</sup>に規定される計画であり、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行していくため、その将来像・目標・施策等を定めます。

※都市緑地法第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域<sup>※2</sup>内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

※1 愛知県広域緑地計画：愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、広域的な見地から、緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標等を示した計画。

※2 都市計画区域：都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の区域。

## 5. 緑を取り巻く社会的動向

### (1) SDGs

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で平成25(2013)年9月に国連採択された持続可能な開発目標のことを示しています。令和12(2030)年を達成年度として17のゴールと169のターゲットを掲げており、SDGsの達成に向けては、一人ひとりができるることを考え行動することが必要です。本計画においても行政や事業者、市民といった関係者が主体的に取り組むことにより、SDGsの達成に向けて一端を担うことを目指していきます。

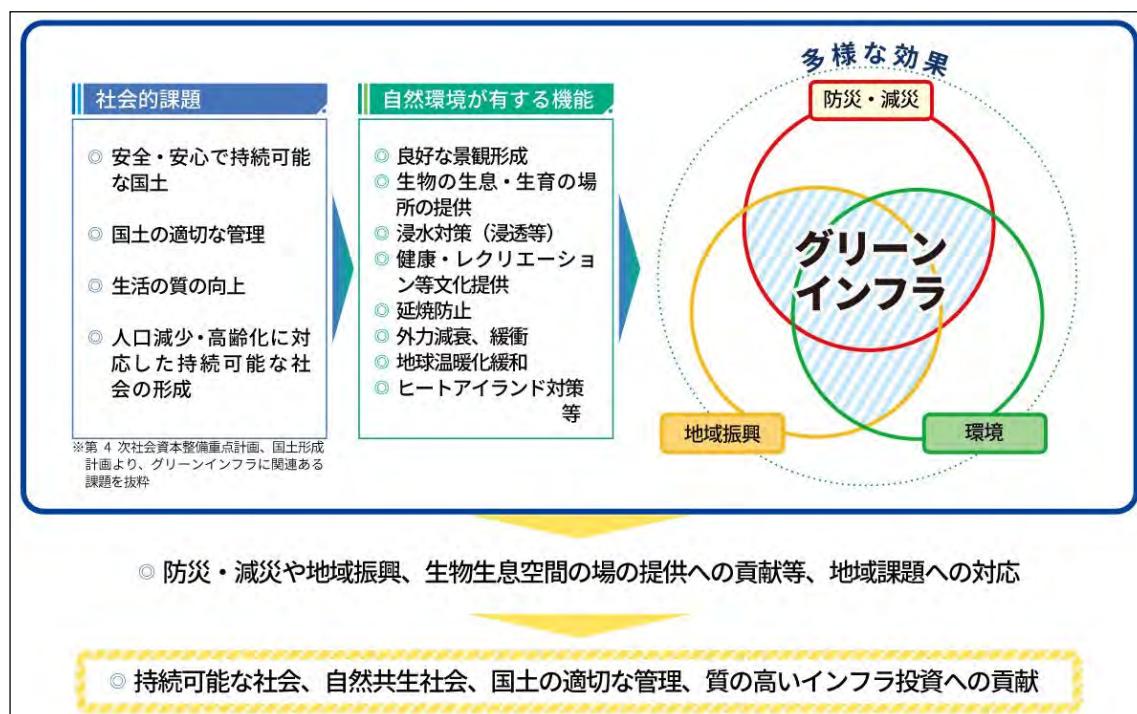


資料：外務省 持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組

図 SDGsの概念図

## (2) グリーンインフラ

グリーンインフラは、自然環境が有する機能を社会における様々な問題解決に活用していく考え方です。近年では、多様な主体の積極的な参画及び官民連携により、社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、多様な機能を活用したグリーンインフラを推進し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりにつなげることを目的として、令和2(2020)年3月19日にグリーンインフラ官民連携プラットフォームが設立されています。



資料：国土交通省 グリーンインフラストラクチャー

～人と自然環境のより良い関係を目指して～ (平成29(2017)年3月)

図 グリーンインフラの考え方

## 6. 法律改正の概要

人口減少社会における潤いある豊かな都市空間の形成に向けて、民間の力も最大限に活用しながら、量的な面だけでなく、質的な面も含め、緑地の保全・創出を総合的に図るため、都市緑地法をはじめとする都市の緑に関する一連の改正が行われました。「都市緑地法等の一部を改正する法律」は、都市緑地法の改正、都市公園法<sup>※1</sup>の改正、生産緑地法の改正、都市計画法の改正等により構成されます。以下に主な改正事項を列記します。

### (1) 都市緑地法関係

- ① 「緑地」の定義に、農地が含まれることを明確化
- ② 緑の基本計画の記載事項に、都市公園<sup>※2</sup> の管理の方針に関する事項及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を追加
- ③ 緑化地域における建築物の緑化率の最低限度の上限値を一律「敷地面積の25%」に変更
- ④ 市民緑地<sup>※3</sup> 設置管理計画の認定
- ⑤ 緑地管理制度の拡充及び緑地保全・緑化推進法人への名称変更  
このほか、政令改正等により、以下の項目が追加されています。
  - ・緑化地域制度における緑化率の算定方法の変更（壁面緑化の算定方法の緩和）

### (2) 都市公園法関係

- ① 都市公園の管理については、政令で定める都市公園の維持修繕に関する技術的基準に適合すること、緑の基本計画に都市公園の管理の方針が定められている場合には、地方公共団体は、都市公園の管理を当該緑の基本計画に即して行うよう努めること
- ② PFI事業として行う都市公園の公園施設の設置又は管理の期間は、当該PFI事業にかかる契約期間の範囲内（30年）とすること
- ③ 公園施設の設置管理にかかる公募選定制度の創設（P-PFI制度）
- ④ 保育所等の社会福祉施設を占用許可の対象に追加
- ⑤ 公園管理者は公園の利活用のための協議会（公園協議会）を設置できること  
このほか、政令改正等により、以下の項目が追加されています。
  - ・市民緑地について、住民一人あたりの都市公園面積の算定に加えること
  - ・運動施設率の参酌基準化
  - ・いわゆるコジエネ施設を占用物件に追加、水道施設等の地下占用に係る面積要件の緩和

※1 都市公園法：都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律。都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

※2 都市公園：都市計画法に基づき地方公共団体や国が設置する公園または緑地。

※3 市民緑地：土地等の所有者と地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が契約を締結し、住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

### (3) 生産緑地法関係

- ① 生産緑地地区の面積要件を政令で定める基準に従い、条例で別に定めることができること（300 m<sup>2</sup>まで引き下げ可能）
- ② 生産緑地地区に関する都市計画は、緑の基本計画が定められている場合においては、当該緑の基本計画に即して定めなければならないこと
- ③ 生産緑地地区における建築規制の緩和（生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして省令で定める基準に適合するもの（農家レストラン等）を追加）
- ④ 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期（特定生産緑地制度の創設）

### (4) 都市計画法等関係

- ① 田園住居地域制度の創設（新たな用途地域<sup>※1</sup>の追加）
- ② 田園住居地域内における建築等の規制
- ③ 田園住居地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限について定めること（建築基準法改正）

上記のように多岐にわたる制度改正が行われていますが、緑の基本計画の見直しにあたり、法律改正を踏まえ、特に留意すべき点は以下の通りです。

- ① 都市の農地を含めた緑地の総合計画とすること
- ② 都市公園の管理の方針など緑地のマネジメントの視点が加えられたこと
- ③ 公民連携の視点が加えられたこと

※1 用途地域：都市計画法に基づく地域地区のひとつで、目指すべき地域の用途・目的に応じて13種類に分類される。

## 7. みどりと景観計画の位置づけ

みどりと景観計画は、本市の緑と景観の総合的指針となるもので、「みよし市総合計画」及び「みよし市まちづくり基本計画」に即し、環境基本計画等の部門別計画と整合を図りつつ、都市緑地法、景観法の考えにのっとり、策定するものです。

また、本市では緑の基本計画と景観計画を合わせて作成しています。これは、市の個性や魅力である緑が景観の要素として重要と捉えており、保全・整備することが必要としているためです。

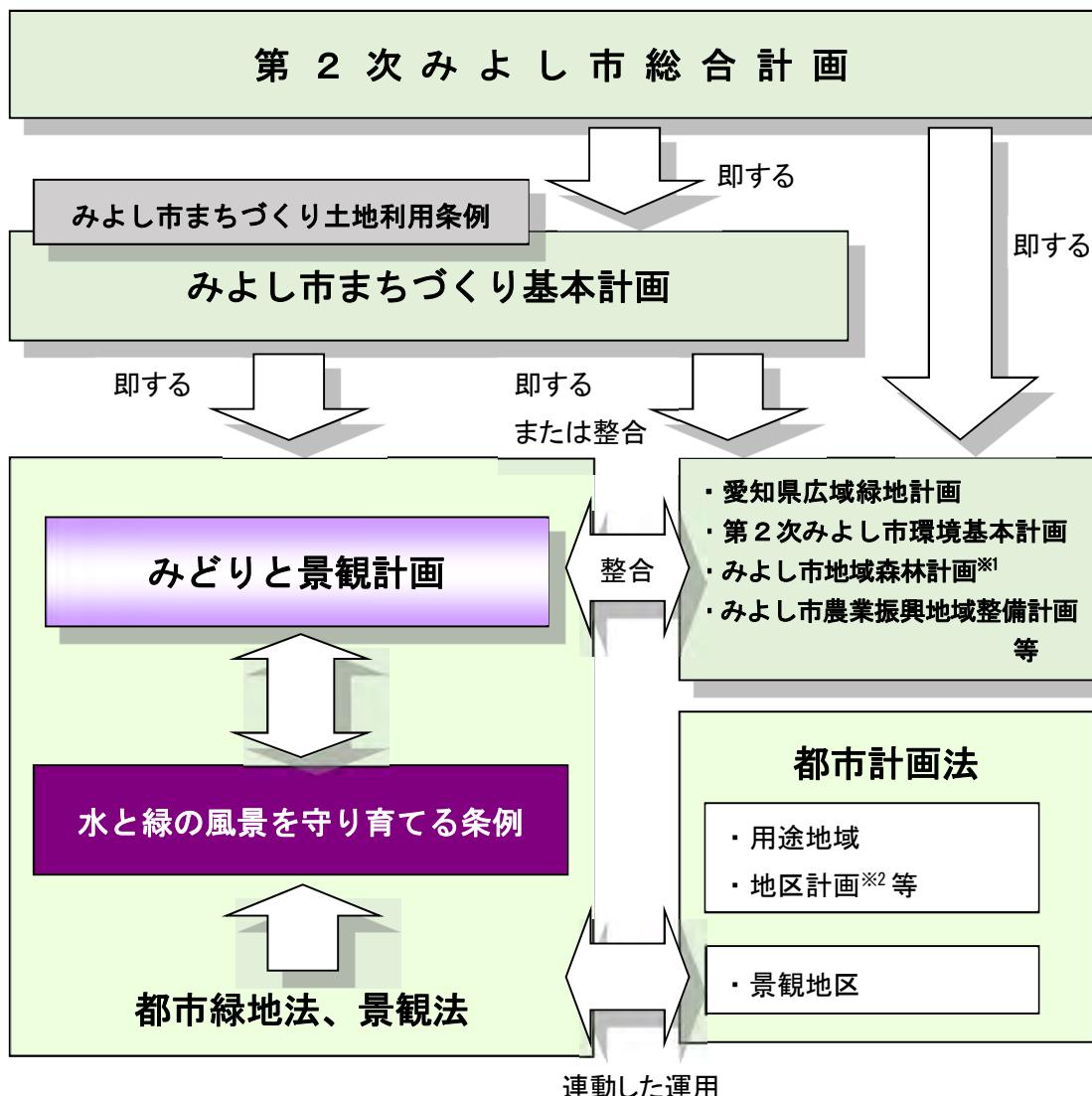


図 関連計画との位置づけ

※1 地域森林計画：全国森林計画に即して、都道府県知事が全国 158 の森林計画区の民有林について、5 年ごとに 10 年を 1 期として立てるもの。対象となる民有林は、自然的経済社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが相当と認められる森林。

※2 地区計画：住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方について、地区的特性に応じた決め細やかなルールを定めるまちづくりの計画。

## 8. 上位関連計画

### (1) 愛知県広域緑地計画（平成31(2019)年3月）

#### ① 基本理念

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり  
～緑の質を高め、多様な機能を活用～

#### ② 基本方針

##### 「いのちを守る緑」

基本方針1：緑の恩恵を享受し、自然と調和し  
災害にも強い緑の都市づくり

##### 「暮らしの質を高める緑」

基本方針2：良好な生活環境と生活の質を  
高める緑の空間づくり

##### 「交流を生み出す緑」

基本方針3：多様な主体との連携と地域の  
特性を活かす緑づくり



図 愛知県の緑づくりを考える3つのイメージ

#### ③ 市町村における取組の方向性

各市町村における「緑の配置方針」と「施策検討」に関する主な取組事例を掲載

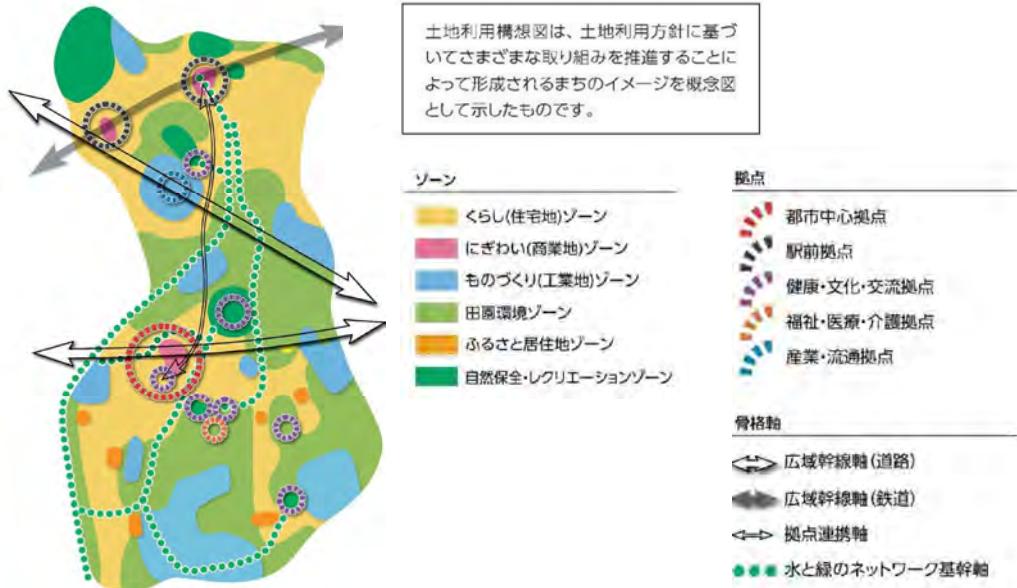
項目	市町村における取組
緑の配置方針	1 生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成 2 将来都市構造の構築と連動した緑の配置
(1)総合的な取組について	3 地域特性に応じた植栽・管理 4 防災系統緑地の充実による災害対応
(2)都市公園等の整備及び管理について	5 官民連携による公園等の整備及び管理の推進 6 多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進 7 計画的な公園施設の老朽化対策 8 公園のストック再編の検討
(3)都市公園以外の施設緑地について	9 市民緑地の活用による緑化推進 10 地域特性に応じた市民農園の検討 11 街路樹等の適切な維持管理
(4)地域性緑地の保全等について	12 特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑地の保全 13 都市農地の保全 14 多自然川づくりの検討
(5)民有地を含めた緑化・保全について	15 民有地緑化の推進 16 緑の環境学習の推進 17 多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進 18 緑化重点地区の指定 19 緑化地域の指定による緑化推進 20 保全配慮地区等を活用した緑の継承

## (2) 第2次みよし市総合計画(平成31(2019)年3月)

## ① 将来像

みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち

## ② 土地利用構想図



## ③ 緑に関する基本目標と取組方針

**「自然環境を守り未来へつなぐまち」**

取組方針1：緑を守り育て、まちを美しくしよう

取組方針2：環境にやさしいまちにしよう

## ④ 緑に関する主な取組

## 【緑のまちづくり】

1 緑化景観の創出

- ・緑豊かなまちなみ景観を創出するため、公共施設や民間施設の緑化を推進
- ・緑と花の推進委員会の活動や花苗の地域配布などにより公共空間の緑花を推進
- ・記念樹の配布や緑化推進事業の活用により民有地の緑化を推進

2 緑地の保全

- ・鎮守の森や里山などを緑化指定地区などに指定することで緑の資源の保全を図る

3 公園・緑地の維持管理

- ・公園・緑地の魅力や安全性を向上するため、適切に維持管理を行う

4 公園・緑地の整備促進

- ・「みどりと景観計画」に基づき、計画的に公園・緑地の整備を行う

## (3) みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年3月）

## ① 将来像

魅力ある自立したまち、  
いつまでも住み続けたいまち・みよし

## ② 緑に関するまちづくりの基本目標

「水と緑の環境を守り、未来へつなぐ」

## ③ 水と緑の基本方針

「みよし市の財産である水と緑の環境を  
守り、育て、身近なものにする」

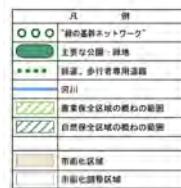


図 水と緑の方針図

## ④ 水と緑の方針

## 1 緑をつなぐ・つくる・まもる

<緑の基幹ネットワークの形成>

- ・境川緑地・境川きたよし緑地の整備を促進し、前田緑道や三吉緑道と愛知用水路の上部を利用した緑道の整備により、市内全域に緑の基幹ネットワークを形成

<施設緑地の整備・確保>

- ・三好公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図る
- ・地域バランスに配慮した公園の配置、整備を行うとともに長寿命化に取り組む
- ・生態系の生息域や地域の自然の場として多自然型工法による河川整備を推進

<地域制緑地の保全>

- ・緑化指定などの施策を検討するとともに、里山づくりを推進
- ・優良農地を生産緑地地区に指定することで、都市緑地としての保全・活用を図る

## 2 緑をふやす・はぐくむ

<緑化の推進>

- ・地区まちづくり計画や地区計画、緑化協定など、地域住民が主体となって行う緑のまちづくりを促進
- ・一定規模以上の開発行為に緑地を義務づけるなどにより、民有地における緑化を推進
- ・道路の植樹や調整池の緑化など、公共空間における緑化を積極的に図る

<緑化活動の推進>

- ・自主的な緑化に関する取り組みを促進するための経済的・技術的な支援に努める

## 3 排水対策の推進

- ・河川改修を計画的に促進し、調整池や貯留施設の設置などの流出抑制対策に努める

### (4) 第2次みよし市環境基本計画（令和3(2021)年3月）

#### ① 将来像

循環・共生する持続可能なまちづくり住みたいまち

#### ② 緑に関する施策分野

「自然共生のまちづくり」

#### ③ 緑に関する施策と主な取組

##### 1 豊かな自然の保全・再生

- ・樹林地の保全・整備
- ・水辺環境の保全・整備
- ・生き物にやさしい農地形成

##### 2 身近な緑の保全・創出

- ・公園・緑地の整備
- ・各施設の緑化推進

##### 3 公害対策の推進

- ・大気汚染の防止
- ・騒音・振動および悪臭の防止
- ・水質汚濁の防止

##### 4 快適で人にやさしい都市空間の形成

- ・人にやさしい施設整備の推進
- ・美しい都市景観の形成
- ・歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり

#### ④ 持続可能なまちづくりの方向性

自然共生のまちの実現に向けて、豊かな自然の保全・再生や市街地内の身近な緑の保全・創出を進めることで、SDGs のゴール「14」「15」の達成に貢献し、あわせて SDGs のゴール「4」「11」「12」に係る循環・共生する持続可能なまちを目指す



## (5) みよし市地域森林計画（令和3(2021)年4月）

### ① 森林整備の課題

森林の持つ山地災害防止機能と保健・レクリエーション機能等の公益的機能の重要性はますます高まっており、本市の森林も都市周辺における貴重な緑として位置づけられ、住宅周辺、公園緑地などを中心とした森林の整備と保全が課題となっている。

### ② 森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

#### 1 水源涵養機能

- ・水源地周辺の森林やため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、良質な水の安定供給を確保するため、適切な保育・間伐を促進しつつ下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

#### 2 山地災害防止機能／土壤保全機能

- ・土砂の流出や崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、災害に強い市土を形成するため、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

#### 3 快適環境形成機能

- ・市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林や霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、地域の快適な生活環境を保全するため、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

#### 4 保健・レクリエーション機能

- ・市民の保健・教育的利用等に適した森林は、市民に憩いと学びの場を提供するため、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど、多様な森林整備を推進する。

#### 5 文化機能

- ・史跡、名勝等がある森林や優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成するため、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

#### 6 生物多様性保全機能

- ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等については、多様な生物の生育・生息の場とするため、野生生物のための回廊の確保に配慮した適切な保全を推進する。

#### 7 木材等生産機能

- ・林木の生育に適した森林は、木材等の林産物を安定的かつ効率的に供給するため、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林については、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

### (6) みよし市農業振興地域整備計画（令和4(2022)年7月）

#### ① 農用地利用計画

##### ○土地利用の方向

- ・農地については、まとまった一団の優良農地は計画的に保全し、農業の振興地域として、緑地としての農地を将来へと継承していくものとする。
- ・市南部の池下地区にて予定されている工業団地整備をはじめとして工場や企業などの誘致についても市の産業発展上重要な事項であることから、優良農地の確保を基本としつつ、適切な土地利用に向けた調整を図っていく。

##### ○農用地利用計画変更の基本方針

- ・農業振興地域内の土地において、今後概ね10年以上にわたり農用地として利用すべき土地について、農業振興を図るための農用地区域として設定するとともに、社会情勢の変化、市総合計画やみよし市まちづくり基本計画などとの整合を図り、優良農地の確保、保全に努める。

##### ○農業上の土地利用の方向

- ・今後は人・農地プラン等に基づき、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を図る。また、作業の省力化等に必要な基盤整備などを行うことにより農用地の高度利用を促進する。

#### ② 農業生産基盤の整備開発計画

##### ○農業生産基盤の整備及び開発の方向

- ・農業生産基盤は昭和30年代の団体ほ場整備事業に加え、昭和50年代から行われている県営畠地帯総合土地改良事業によって整備が進み、農業振興地域内農用地の84%が整備されている。今後は各地区において土地改良施設の長寿命化・更新を図っていく。

#### ③ 農用地等の保全計画

##### ○農用地等の保全の方向

- ・本市の農用地面積は年々減少しており、今後もこの傾向は続くものと予想される。また、農業就業人口に占める高齢者の割合は年々高くなっている、離農による荒廃農地の増加も懸念されている。
- ・今後は防災ダム事業によるため池の改修や農業水利施設の機能を保全するための整備と一体的に耐震化のための整備を行い、農用地等の保全を図っていく。

##### ○農用地等の保全のための活動

- ・荒廃農地等の発生による農用地の機能低下を防ぐため、みよし市農業委員会やあいち豊田農業協同組合との連携のもと、人・農地プランや農地中間管理事業等の活用により、担い手農家への農地の利用集積・集約化を図る。

## 9. 対象区域と目標年次

本市に見られる自然景観、生活景観、歴史・文化景観等のさまざまな緑や景観は相互に関連し、一体的に保全・創造していくことが必要であるため、みよし市全域を緑の基本計画・景観計画区域の計画対象とします。よって、本計画の計画対象範囲は、みよし市全域 32.19km<sup>2</sup>です。

また、目標年次は計画改定から 10 年後にあたる令和 15(2033)年度とします。